

IFRS（国際会計基準）の日本企業への影響

徳賀芳弘

京都大学経営管理大学院・経済学研究科教授

はじめに

本公開講座は、職業会計人や会計学者ではなく、学生と一般市民を主要な聴衆としているので、国際会計基準に関する会計理論上の（学者の）論争に焦点を絞って話をしても、関心を持つてもらえないし、有用でもないであろう。皆さんに、日頃、国際会計基準に関して「良く分からぬなあ」と感じたこと、もしくは「なぜ……なのか」「××って何なのか」と疑問を持ったことについて、その背後にある経済社会における動きにまで遡って、もしくは歴史的な経緯を紐解くことによって、分かり易く説明をすれば、本日のお話しを聞いていただく甲斐がある。しかし、本日の出席者に、「国際会計基準についてわからない事があれば述べて下さい」と突然尋ねても回答は返ってこないか、回答をもらえたとしても多岐多様なものとなり、全体としての整合的な話をすることができなくなる。そこで、まず、国際会計基準を巡る新聞記事等に関する素朴な疑問（となりそうなもの）を、わたくしの方から提起させていただき、それにわたくしが自ら回答した上で、演題であるIFRSのインパクトの話に入りたい。

演題は、「IFRS（国際会計基準）の日本企業への影響」である。この問題を考える際には、①そもそも会計と経済社会とはどのような関係にある（と考えている）のか、②国際会計基準と日本の会計基準とはどのように違うのか（同じであれば、日本企業の会計・経営に影響はないので、相違があるはず）、および③①の関係を前提として、②のように会計基準が相違している場合に、日本が国際会計基準を強制適用すれば、日本企業の経営・会計にどのような影響があるか、という順序で考えていく必要があろう。

ただ、残念なことに、時間が非常に限られており、上記のすべてに言及することはできないので、重要と思われるポイントのみをお話しすることとする。

1 素朴な疑問

図1は、2011年6月11日付けの朝刊の記事であるが、会計に精通していない人にとっては、分からぬことだらけかもしれない。いくつかポイントを挙げてみよう。

- ① 「当時は世界的な会計基準統一の流れが加速しており」とあるが、「当時」とはいつか、また、会計基準統一の流れはどのようにして形成されたのであろうか。
- ② 「当初、欧州連合が「差異と指摘した26項目」とあるが、なぜ、欧州連合が他国の会計基準を査定しているのか。
- ③ 「日本基準と国際会計基準（IFRS）の共通化を目指して2007年に結んだ「東京合意」とあるが、どのような経緯でどのような合意が結ばれたのか。
- ④ 「日本の税法や会計慣行になじみにくい基準は作業が難航している」とあるが、「なじみにくい」とはどのような意味か。
- ⑤ 「導入コストとのバランスや現在の海外情勢はどうとらえるかが焦点になる」とあるが、どんな導入コストがかかるのか。
- ⑥ 産業界における慎重論とはどのようなものか。
- ⑦ なぜ、「のれん」についてのIFRSは受入れが困難なのか。

後に言及する④⑤を除いて、簡単に説明をしておこう。

IFRS（国際会計基準）の日本企業への影響

① EUが主役であった時代

EUが2000年に、2005年以降において、EU企業がEU域内で資金調達をする場合には、IFRSに基づいた財務諸表を作成・開示しなければならないこと、および、2007年以降（後に、2009年以降に変更）においては、EU域外の企業にもIFRSを適用することを決定したため、2000年以降、世界でIFRS採用の動きが加速化した。このように統一化の流れは、EUをドライビング・フォースとするものであった。なお、EUが2000年を境として会計戦略を転換したのは、1970年代後半から20年以上かけてEU域内での会計規範の統一を達成したが、EU指令（第4号指令〔単体財務諸表の会計規範〕、第7号指令〔連結財務諸表の会計規範〕）に基づく財務諸表の開示では米国市場で資金調達ができないことが明らかとなり、対外戦略を変更せざるを得なくなつたためである。

② 同等性評価

EUは、前述の状況において、EU域外の企業がIFRSと同等の開示水準を達成しているかどうかを、会計基準の相互承認を行なっていた米国、日本、およびカナダの会計基準を対象として審査した。EUの機関であるCESR（欧州証券規制委員会）がその実務にあたり、2005年に中間報告が行われ、正式の結論は2009年に出された。中間報告の内容は、下記の表1に示している。ここで、項目数は、IFRSとの重要な相違の数を示している。また、「補完財務諸表の作成」は、IFRSベースでの仮の要約財務諸表の作成を求められたものである。「開示A、開示B」はそれぞれ、A：既に開示されている情報の拡充、およびB：IFRSとの算定値の相違についての定量的情報の追加的な開示を求められたものである。さらに、「意見保留」は、当時、金融商品の会計基準が確定しておらず、明確な評価ができなかつたためである。なお、この中間報告の内容から日本基準がIFRSよりも米国基準に類似していることが分かる（米国基準に対する19項目の相違のうち、16項目は日本に対する指摘と同じものである）。

2009年のCESRの最終的な結論において、日本基準は、今後のコンバージェンスへの努力を前提として同等であると評価された（ホーリスティックな評価方法による）。

表1 「同等性評価」の中間報告（2005年7月5日）

	米国基準 19項目	カナダ基準 14項目	日本基準 26項目
補完計算書の作成	1項目	1項目	3項目
開示A	8項目	7項目	13項目
開示B	9項目	5項目	9項目
意見保留	1項目	1項目	1項目

出所) 金融庁〔2005〕を参考にて筆者作成

③ 東京合意

IASB（国際会計基準審議会）の前議長であるD.トゥイーディ氏からの要請に応えて、日本

の会計基準設定主体であるASBJ（企業会計基準委員会）は、2007年8月8日にIASBとの間で両会計基準のコンバージェンス（統合）を行うことについて協定を締結した。これを「東京合意」という。IASBにとって、日本は、米国、中国と並ぶ、国際会計基準のアドプションへの姿勢を明確にしていない大国であったため、日本にコンバージェンスからアドプションへの動きを促したかった。他方、日本は、1996年～2006年の大規模な会計制度改革を通してIFRSとの相違を縮めることができたと認識し、またその後に現れたEUの同等性評価への対応も考慮してIASBの要請に合意したのである。

④会計への役割期待の国別相違と企業会計法規、および⑤IFRS導入のコストについては、後に紹介する。

⑥ 日本企業のIFRSアドプションの延期要請

2011年に、日本において大製造業を中心にIFRSのアドプションの延期を求める動きがあった。2011年5月に、トヨタ・新日鐵などの21企業と1団体より金融庁に対して、「我が国のIFRS対応に関する要望書」が提出され、また、同6月に、経団連より「国際会計基準（IFRS）の適用に関する早期検討を求める」という文書が提出された。それらの内容は、日本のアドプションへのロードマップとも言うべき「中間報告」（2009年6月公表）の内容を変更し、IFRS適用を延期するように要請したものであった。それらの背景には、米国のIFRSへの姿勢が変化したこと（オバマ政権に替わって以降、米国SEC（証券取引委員会）のIFRS・アドプションに対する姿勢が慎重なものとなったこと）と東日本大震災によって多くの企業が疲弊していること（システム変更のコストを負担するのが困難であること）があったと考えられる。自見庄三郎金融担当大臣による6月21日の「IFRS適用に関する検討について」という発言もそのような背景のもとでなされたものであり、a. 2015年3月期のIFRS強制適用は行わない、b. 強制適用を決定しても、その後に5-7年の以降期間をおく、c. 米国基準の使用期限（2016年3月期）を撤廃する、という内容のものであった。

⑦ のれんの償却に対する見解の相違

日本基準では、合併によって生じた「取得のれん」について、20年以内の規則的な償却と減損処理を要求しているが、IFRSでは、償却せず減損処理のみを行う方法を要求している。両者の違いは、そもそも取得のれんの性質について理解が相違していることに起因している。日本基準では、資産として計上された「取得のれん」は、それ以降の期間損益計算において超過利益として実現（フローとして実現）していくと共に、ストックとしての価値を減少させていくと考えられている。他方、IFRSでは、「取得のれん」の価値は減少しない場合もあり、ストックとしての価値が減少した時にのみ減損処理をすればよいと考えられている（日本基準では、「取得のれん」が価値を維持している場合は、「取得のれん」自体の価値は減価しているが、それを自己創設のれんが埋め合わせているので、償却をしないと自己創設のれんをオンバランスすることになると考えている）。

IFRS（国際会計基準）の日本企業への影響

2 IFRSのアドプションによって、誰に、どのような影響があるのか

(1) 影響を考えるための枠組み

IFRSをアドプションすることの影響は、国際会計基準がどのような形で導入されるかによって異なる。すなわち①任意適用か強制適用か、②上場企業（約3600社）のみ（上場企業の子会社も親会社が連結財務諸表を作成する際に必要な情報を送らなければならないので、間接的には約7万社）か、非上場企業にも適用されるのか（すべての株式会社であれば250万社、すべての法人であれば280万社）、および③連結財務諸表のみか単体財務諸表にも適用されるのかによって影響を受ける企業の範囲が相違する（図2を参照せよ）。

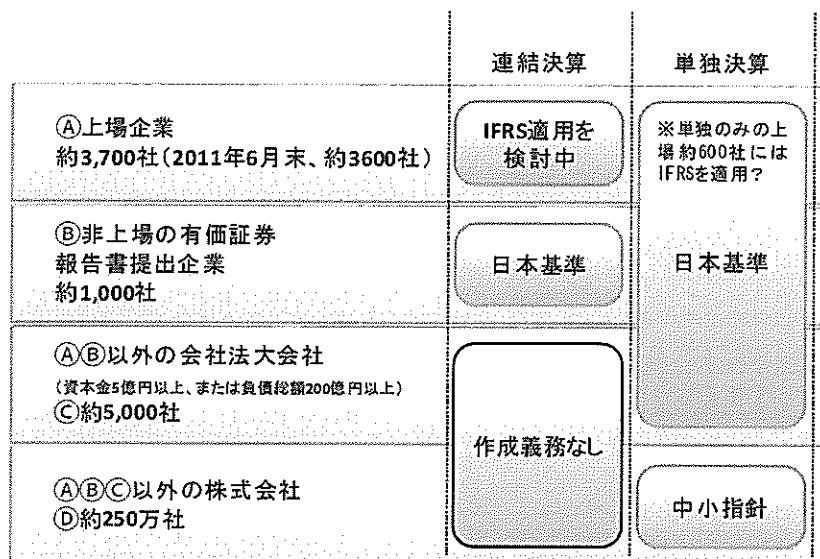


図2 対象となる日本企業の範囲
出所）週刊東洋経済 2009/11/2、144頁の表に加筆

また、その影響は、作成者（企業・経営者）・利用者（投資者・与信者）・公認会計士・規制主体（会計基準設定主体を含む）によって異なる。商業高校や大学の会計教育にも大きな影響を及ぼす可能性があるので、会計教育関係者にも影響があるであろう。

影響のレベルも、①会計処理方法の変更による会計システム変更のコストのみ、②教育やコンサルティングのコスト、③私的・公的契約を変更するコスト、④最適な会計政策（会計的裁量行動と実態的裁量行動の両方）の選択における試行錯誤のコスト、および⑤経営戦略の変更コストなど多岐にわたる可能性がある。

主要な主体別に、発生するコストを列挙してみたものが図3である。②作成者には、社内の会計システムを変更したり、親子間で勘定コードを統一したり、子会社のIFRSに基づく連結情報を作成してやったりする多様なコストが直接に発生する。また、会計基準の内容が変化す

ることによって特定の契約（例えば、財務制限条項など）に使われていた会計数値が旧来の意味を持たなくなったり、当該の数値の変動性が増したりする可能性があるので、そのような場合には、当該契約を変更するコストが発生するであろう。②作成者と④会計監査人には、会計上の判断の余地が大きくなることから判断に対する責任が広範囲に発生するであろうし、それに伴って訴訟のコストも大きくなるであろう。⑤社会全体には、公的契約（規制を含む）を変更する社会的コストが発生する可能性がある。例えば、会計基準が変化し、それが配当計算や課税所得計算に連動する場合には、これまでの利害関係を維持するために法制度等を変更する必要が出ているかも知れない。法制度等の変更には当然社会的なコストが発生する。さらに、会計教育や試行錯誤のコストはいずれの利害関係者にも発生するであろう。

①全者に共通するコスト
・会計教育のコスト（コンサルティングのコストを含む）
・新しい会計基準への対応における施行錯誤のコスト
②作成者（企業・経営者）
・会計システム変更のコスト
・会計上の判断に対する責任
・私的契約の変更コスト
③利用者（投資者・与信者）
・私的契約の変更コスト
④公認会計士
・会計上の判断に対する責任（訴訟のコスト）
⑤社会全体
・会計制度変更の社会的コスト
・公的契約の変更コスト

図3 利害関係者の負担するコスト

出所) 筆者作成

(2) 会計と経済社会との関係

会計は経済社会システムの一要素であり、会計と会計外の環境要素とは相互に影響し合い（ただし、その主要な側面は会計が環境の産物であるという環境決定論的な側面であるが）、均衡状態としては相互補完的な関係を形成している。そのため、会計のみが突出して変化すると、他の環境要因との間にコンフリクトが発生し、そのコンフリクトを解消するために環境要素が影響を受ける。逆に、新しく導入された会計が無機能化する（本来の役割を果たさなくなる）場合や導入元の機能とは異なる機能を果たすようになる場合もあるであろう。例えば、第二次大戦後に米国から日本に導入された無額面株式制度がほとんど機能しなかった（使われなかつた）ことや、スリランカでは英国の公認会計士制度を導入しながらも大きな資本市場がないために、公認会計士の資格が公認会計士としてではなく一般的な社会的なステータスのしるしとして機

IFRS（国際会計基準）の日本企業への影響

能していることなど多数の例を挙げることができよう。また、会計制度改革が有効であるのは、新しい会計基準が具体的な問題の解決策となっているだけでなく、これまで相互補完的な関係を形成していた会計と会計環境との関係を壊して、既存の会計環境を新しい会計基準に適合するように変化させるからでもある。つまり、意図的に両者の不整合を生み出して、会計と会計環境の両者がそれを解決しようと努力する過程で両者または一方が変化するという関係が利用されていると考えられよう。

IFRS導入の影響を考える際には、まず、会計と会計環境との間に前述のような相互依存的関係を想定した上で、日本基準とIFRSとの相違と、IFRSが想定している会計環境と日本の会計環境との相違を観察し、先行国の具体例も観察しながら、推論を行う必要がある。

1. 企業の所有構造と企業金融	2. 植民地関係	3. 侵略【支配】
4. 課税	5. インフレーション	6. 教育の水準
7. 職業会計人制度の歴史の長さと職業会計人組織の規模		8. 経済発展の段階
9. 法制度	10. 文化	11. 歴史一般
12. 地理的条件	13. 言語	14. 理論の影響
15. 政治システム・社会的情勢	16. 宗教	17. 【過去】の出来事

図4 先行研究において取り上げられた会計環境要素

出所) Nobes [1998], P163

時間の関係から、会計の特徴と会計環境要素の因果関係を普遍的に説明することは難しいので、それらの会計環境要素と会計との関係が集中的に反映されていると考えることのできる企業会計法制度における会計の位置付けからのみ若干の考察を行ってみたい。

日本では、1962年頃に、「トライアングル体制」といわれる3つの企業会計法規（と企業会計原則）の関係が形成されたと言われているが、このトライアングル体制のもとで、会計利益=分配可能利益（配当可能利益、配当可能限度額）=課税所得という関係が形成されている。他方、英米では、原則として、会計利益≠配当可能額≠課税所得という関係にある。英米のようなシステムにおいて、会計基準としてIFRSが導入されるのは、資本市場における情報開示という役割に関してのみのものであるのに対して、日本のように配当や課税が会計利益計算と密接な関係を有する国においては、会計利益計算をIFRSに変更することの意味と影響は大きい。

2006年に金融商品取引法と会社法が設定され、旧トライアングル体制にも変化が見られた。会社法は、旧商法とは異なり、配当計算（剰余金の計算）を除けば、株式公開会社の会計規制に関しては旧商法に委ねており、剰余金の計算も会計利益計算から相対的に独立している。また、3つの企業会計法規の関係は、以前よりも緩やかなものとなっている。しかしながら、それでも、単体財務諸表に関しては、3つの法規の支配が重複する部分があり、なんらかの解決

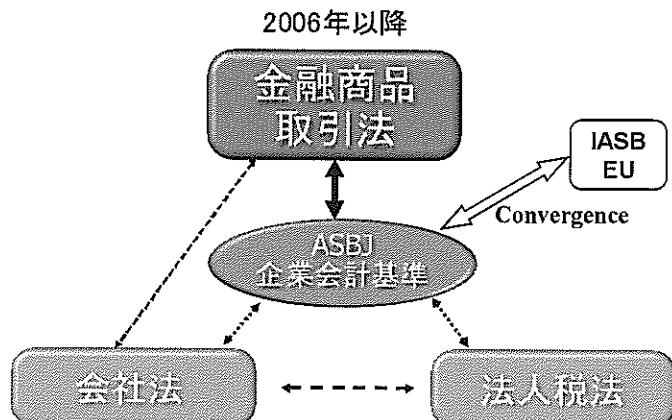


図5 トライアングル体制の変化

出所) 筆者作成

が必要となってくるであろう¹⁾。

3 IFRSと日本基準の相違

(1) 基準横断的な相違

一般にIFRSの基準横断的な特徴と言われているのは、以下のようなものである。

- ①原則主義
- ②ストックの価値評価の重視
- ③フローの配分操作への制限
- ④管理会計情報の開示の増大
- ⑤見積情報の増加
- ⑥注記の質・量における重要性の増大（専門性の上昇）

①原則主義、⑥注記の質・量における重要性の増大（専門性の上昇）

原則主義とは、会計基準において基本的な原則のみが明示され、この原則と整合的な会計処理が求められるという会計基準のタイプをいう。多数の例外を認め、詳細なルールを有する細則主義と対をなす。

細則主義に対する批判は次のようにある。細則主義が採用されると（細則主義が採用される背景としては、経営者・会計監査人の訴訟リスクの低減を挙げることができよう）、経理担当者や会計監査人がマニュアルへの準拠のみを大事にして、何が原則かを考えなくなる。そのため、

1) 詳しくは、徳賀〔2012〕を参照せよ。

IFRS（国際会計基準）の日本企業への影響

会計基準のない新しい取引や判断の分かれる取引に対して、どうすればよいか判断できなくなる。このような状態をなくすために（ルールがこれらの取引を網羅するために）、会計基準の側は詳細化していく。その結果、会計基準は膨大化・複雑化していき、誰も包括的な理解をしていないという状態が生ずる。

原則主義は、このような細則主義の問題を解決するために提案されたものであり、D. Tweedie議長によれば、a. 例外がない、b. 核となる原則がある、c. 不整合がない、d. 概念フレームワークと整合的、e. 判断が容易、および f. ガイダンスが最小限といった条件を備えた会計基準（Tweedie [2007]）ということになる（原則主義の会計基準というよりは、「理想的な」原則主義の会計基準を定義したものであるが……）。

しかし、原則主義には次のような問題がある。これまで細則主義の会計基準に慣れている関係者では、原則主義のみでは具体的な会計処理を決めることができないので、監査法人毎にマニュアルを作成して対応しようとするであろうから、監査法人間で解釈が異なる場合には、同じ取引に対して異なる会計処理をする可能性がある。また、原則主義では、経営者・会計監査人の判断の余地が大きいため、同様に同じ取引に異なる会計処理を適用する可能性がある。さらに、経営者・会計監査人は、この判断に対する責任を求められるであろうから、財務諸表に関する訴訟が増加する可能性もある。経営者は、自らの判断の根拠を説明しなければならなくなるので、注記が増加することになる。その結果、投資者・与信者は、膨大で複雑で専門性の高い注記（⑥）を読みこなす必要があり、専門的なアナリスト（または機関投資家）以外は分析が困難になる。

原則主義がうまく機能するためには、財務諸表の作成者・利用者・会計監査人・規制主体に対する新しい会計教育が必要となる。

②ストックの価値評価の重視、③フローの配分操作への制限、および⑤見積情報の増加

②③⑤は密接な関係を有しているので、一緒に論じることにする。IASBは、以前からフローの配分操作に対して否定的な姿勢を示しており、収益の実現規準や収益費用対応といった曖昧な概念が経営者の機会主義的な裁量行動を助長してきたと考えてきた。そのことが、③フローの配分操作への制限と②ストックの価値評価を重視する姿勢をもたらした。フロー計算のボトムラインが純利益から包括利益へと変化したのも、ストックの価値評価を重視した結果である。このことがさらに進むと、最終的には、会計利益は純資産簿価の期首期末の差額を意味するものとなり、会計利益自体に予測価値はなくなる。また、②ストックの価値評価の重視は、公正価値評価の適用範囲の拡張というIFRSの特徴の1つへとつながっている。

ストック・ベースの会計計算では、活発な市場がない場合には、個々のストックが将来において特定企業にもたらすと期待されるキャッシュフローを推定して現在価値に割り引くという作業が必要になる。財（またはサービス）に関して活発な市場があれば、当該販売市場における現在出口価値がそれ（市場が計算したDCF）にあたるが、そのような市場が存在しない場合

には、インプット変数を推定しながらオプション・プライシング・モデル等を用いて算定しなければならない。また、使用や保有によってキャッシュフローを得る財に対する使用価値の適用によって、対象となる資産の保有・使用によって発生するキャッシュフローと割引率を見積もる必要があり、⑤見積情報の増加がもたらされる。

④管理会計情報の開示の増大

経営者に固有の情報を開示させるという観点から管理会計情報の開示が求められている。例えば、セグメント情報について、マネジメント・アプローチ（社内の経営管理で実際に用いている方法で情報を作成する方法）を要求している。

(2) 個別基準における相違

日本基準との相違が重要であり、導入による影響が大きいと予想される会計基準は以下のものである。

- ①財務諸表の表示（包括利益の表示も含めて）
- ②金融商品（公正価値評価）
- ③連結および金融資産の認識の中止
- ④有形固定資産（償却単位・再評価オプション）
- ⑤無形固定資産（開発費のオンバランス）
- ⑥企業結合（のれんの非償却・減損処理）
- ⑦収益認識（グロス・ネット表示、検収規準）
- ⑧退職給付（遅延認識の廃止）
- ⑨保険契約（保険負債の評価）

ここでこれらの説明をする余裕はないので、世に溢れている膨大な解説書を参照されたい（文末の参考文献でも充分な情報を得られるであろう）。

(3) 先行して導入した国における影響の観察（公開講座に追加）

韓国では、2011年1月1日に始まるに会計年度からIFRSが強制適用され、IFRSに基づく財務諸表の公表は2011年の12月決算で行われている。しかし、2009年より早期適用が認められており、2009年に14社、2010年に26社がIFRSの早期適用を行っている。韓国でこれら40社を対象としたアンケート調査が行われているので、その結果の概略を紹介したい（杉本・趙[2011]）。

まず、IFRS早期適用の目的として挙げられているのは、①透明性の向上、②企業イメージの改善、③企業の実態開示、④資産再評価を通じて財務構造の改善を図る（有形固定資産の再評価オプションを用いて、再評価後の資産価額を「みなし原価」とすることによって資産の増加を図る）、および⑤会計監査人交替の免除（韓国では、監査人を6年ごとに交替しなければなら

IFRS（国際会計基準）の日本企業への影響

ないが、IFRSを採用するとそれをしなくてよい）である。

IFRSの導入による影響（準備段階のものも含む）は、①コンサルティングの必要性、②親子間での勘定コードの統一作業、③外部の専門家の評価、④連結対象子会社数が増加（連結範囲の拡大）：100%以上増加、⑤表示における裁量の増大（低下）、⑥財政状態計算書（50%）と包括利益計算書（60%）の本体への計上項目数が著しく低下（必要最小限の項目のみでよいとしているから）、⑦注記量の増大（188%の増加）、および⑧財政状態計算書項目の数値の増加（連結範囲が拡張されたことと、有形固定資産や投資不動産の再評価額をみなし原価として使用したことによる）のように多岐に亘っており、影響が大きいことが分かる。

4 おわりに

平成23年6月13日開催の公開講座では、IFRSの導入によって誰がどのような影響を受けるのかを具体的に説明するというよりも、「なぜ」影響を受けるのかという点に着目して説明することを心がけた。IFRSの影響は、会計と会計環境要素との一般的な相互規定関係（あるいは、相互補完関係）を前提として、IFRSと日本基準との相違、およびIFRSと日本基準が想定している会計インフラストラクチャ間の相違のマトリクス的な関係の中で考察されなければならないからである。

そのような視点から言えば、影響の大きさや影響を受ける主体は、導入の仕方によても異なってくる。導入の仕方によっては、インフラの相違が反映されない場合があるからである。例えば、IFRSが資本市場で資金調達をする企業の作成・公表する連結財務諸表の会計基準としてのみ導入されるのであれば、影響は限定的かもしれない²⁾。

参考文献

- 日本銀行金融研究所〔2010〕「ワークショップ『国際財務報告基準（IFRS）と企業行動：IFRSアドプロンのインパクト』の模様」『日本銀行ディスカッションペーパー』（2010-J-25）、pp.1-146。
日本経済新聞〔2011〕「IFRS・日本基準 共通化90%を達成」、日本経済新聞社、6月11日15面。
Nobes, C. W. [1998] "Towards a general model of the reasons for international differences in financial reporting." *Abacus*, Vol.34, No.2, pp.162-187.

2) 日本では、既に、連結納税・連結配当（剰余金）制度があるではないか、という反論があるかもしれないが、連結納税制度は個別の課税所得を積み上げていく制度（企業グループ内で課税所得の相殺が可能というもの）であるので連結財務諸表は必要ない。また、連結配当規制（剰余金規制）は、連結財務諸表を必要とするため、これがIFRSに替わった場合の影響は一応考える必要があるが、配当規制（剰余金規制）の基本（配当上限）は、個別財務諸表の剰余金であり、それに連結財務諸表による数値が個別のものよりも低い場合のみ連結財務諸表のものが使われるという配当を下方に向ける制約となっているに過ぎない。ただし、IFRSがその役割を果たすことができるかどうか、あるいは下方修正が大きすぎるかどうかが検討の対象となるであろう。

- 週刊東洋経済〔2009〕「IFRS（国際会計基準）超入門」、11月21日号。
- 杉本徳栄・趙盛豹編著〔2011〕『事例分析 韓国企業のIFRS導入』、中央経済社。
- 徳賀芳弘〔2011〕「国際財務報告基準への日本の対応 —トライアングル体制変更の可能性—」『最新IFRS完全詳解2011』（別冊税理通信）、1-9頁。
- 徳賀芳弘〔2012〕「日本の会計規範を巡る現在の検討課題とその解決策」『会計』、第181巻第1号、32-45頁。
- 弥永真生〔2011〕「会社法会計の現状と課題」、安藤英義・古賀智敏・田中健二責任編集『企業会計と法制度』、中央経済社、51-73頁。
- 金融庁〔2005〕「EUにおける我が国会計基準の同等性評価の進展状況（CESRによる同等性評価の公表）」、金融庁。
- Tweedie, D. [2007] "Can Global Standards be Principle Based?" *The Journal of Applied Research in Accounting and Finance*, Vol.2, No.1, pp.3-8.